

第52回 労働衛生コンサルタント試験

(労働衛生関係法令)

指示があるまで、試験問題を開かないでください。

[注意事項]

1 解答方法

- (1) 解答は、別の解答用紙に記入(マーク)してください。
- (2) 使用できる鉛筆(シャープペンシル可)は、「HB」又は「B」です。
ボールペン、サインペンなどは使用できません。
- (3) 解答用紙は、機械で採点しますので、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 解答を訂正するときは、消しゴムできれいに消してから書き直してください。
- (5) 問題は、五肢択一式で、正答は一問につき一つだけです。二つ以上に記入(マーク)したものの、判読が困難なものは、得点としません。
- (6) 計算、メモなどは、解答用紙に書かずに試験問題の余白を利用してください。

2 受験票には、何も記入しないでください。

3 試験時間は1時間で、試験問題は問1～問15です。

4 試験開始後、30分以内は退室できません。

試験時間終了前に退室するときは、着席のまま無言で手を上げてください。

試験監督員が席まで伺います。

なお、退室した後は、再び試験室に入ることはできません。

5 試験問題はお持ち帰りください。

* 法令の規定は、令和6年4月1日現在施行されているものとします。
令和6年4月1日時点で適用される規定の内容で解答してください。

- 問 1 常時300人の労働者を使用する造船業の事業場における安全衛生管理体制に関する次の文中の ～ に入る語句又は数値の組合せとして、労働安全衛生法令上、正しいものは (1) ～ (5) のうちどれか。

事業者は、 を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は法令の規定により技術的な事項を管理する者の指揮をさせるとともに、所定の業務を統括管理させなければならない。また、 の選任は、 を選任すべき事由が発生した日から 日以内に行わなければならない。

また、事業者は、安全委員会及び衛生委員会又はこれらに代えて安全衛生委員会を設置しなければならず、衛生委員会又は安全衛生委員会の委員は、 のうちから事業者が指名した者を含めて構成しなければならない。

- | | A | B | C |
|-----------------|---|----|---------|
| ○ (1) 総括安全衛生管理者 | | 14 | 衛生管理者 |
| (2) 総括安全衛生管理者 | | 14 | 作業環境測定士 |
| (3) 総括安全衛生管理者 | | 30 | 作業環境測定士 |
| (4) 統括安全衛生責任者 | | 14 | 作業環境測定士 |
| (5) 統括安全衛生責任者 | | 30 | 衛生管理者 |

問 2 次のイ～ホに掲げる機械等のうち、労働安全衛生法令上、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等に該当するもののみを全て挙げたものは(1)～(5)のうちどれか。

- イ アンモニア用防毒マスク
- ロ 硫化水素用防毒マスク
- ハ 空気呼吸器
- ニ 潜水器
- ホ 工業用のガンマ線照射装置

- (1) イ ロ
- (2) イ ハ ニ
- (3) イ ニ ホ
- (4) ロ ニ ホ
- (5) ハ ホ

問 3 労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある物であって、譲渡し、又は提供する者が、その相手方に対して、文書の交付等の方法により名称、成分及び含有量その他所定の事項を通知しなければならないもの（以下「通知対象物」という。）に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合ではないものとする。また、ロにおいて、有機溶剤とは、労働安全衛生法施行令別表第６の２に掲げる有機溶剤をいうものとする。

イ 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、その相手方に所定の事項を通知する方法として、当該相手方の承諾を得ることなく、文書の交付に代えて、当該事項が記載されたホームページのアドレス及び当該アドレスに係るホームページの閲覧を求める旨の伝達とすることができる。

ロ 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、通知対象物のうち、有機溶剤の成分の含有量の通知を行うときは、重量パーセントの通知を、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができる。

ハ 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、当該通知対象物の人体に及ぼす作用について、直近の確認を行った日から起算して５年以内ごとに１回、最新の科学的知見に基づき、変更を行う必要性の有無を確認し、変更を行う必要があると認めるときは、当該確認をした日から１年以内に、当該事項に変更を行わなければならない。

ニ 通知対象物を製造し、又は取り扱う設備（移動式以外のものに限る。）の改造、修理、清掃等で、当該設備の内部に立ち入る作業に係る仕事の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、当該通知対象物の危険性及び有害性、当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項等所定の事項を記載した文書を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

- (1) イ ロ ハ ニ
- (2) イ ロ
- (3) イ ハ ニ
- (4) ロ ニ
- (5) ハ

問 4 労働安全衛生法令に基づく健康診断のうち、労働者に対しその業務内容にかかわらず実施する健康診断（以下「一般健康診断」という。）に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、一般健康診断を行わなければならないが、常時使用する労働者の数が50人未満の場合であっても、事業者は同様の健康診断を実施するよう努めなければならない。
- (2) 一般健康診断は、所定の項目について実施しなければならないが、あらかじめ対象労働者の同意を得た場合には一部の項目を省略することができる。
- (3) 事業者は、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならない。
- (4) 事業者は、事業者の指定した医師が行う一般健康診断を受診していない労働者を業務に従事させる場合には、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- (5) 事業者は、一般健康診断の結果に基づく医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

問 5 労働安全衛生法令に基づき事業者が行わなければならない作業環境測定等に関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

イ 金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場について、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、6か月以内ごとに1回、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。

ロ 地下室の内部において、吹付けによる第三種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該作業場について、6か月以内ごとに1回、定期的に、当該有機溶剤の濃度を測定しなければならない。

ハ 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務を行う作業場について、6か月以内ごとに1回、定期的に、当該作業場における空気中のダイオキシン類の濃度を測定しなければならない。

ニ 労働者を常時就業させる室で、事務所衛生基準規則の適用のあるものの建築を行ったときは、当該室におけるホルムアルデヒドの量について、当該建築を完了し、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定しなければならない。

ホ 陶磁器、レンガ等を焼成する業務を行う屋内作業場について、1か月以内ごとに1回、定期的に、当該屋内作業場における気温、湿度及び輻射熱^{ふく}を測定しなければならない。

(1) イ ロ ハ

(2) イ ハ ニ

(3) イ ニ ホ

(4) ロ ホ

○ (5) ハ ニ

問 6 労働安全衛生法令に基づく免許に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは(1)～(5)のうちどれか。

イ 事業者は、潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務については、潜水士免許を受けた者でなければ、就かせてはならない。

ロ 事業者は、医師、歯科医師及び労働衛生コンサルタントについては、第一種衛生管理者免許を受けていない者であっても、衛生管理者として選任することができる。

ハ 満20歳に満たない者は、エックス線作業主任者免許を受けることができない。

ニ 高圧室内作業主任者がその職務に従事するときは、高圧室内作業主任者免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

(1) イ ハ ニ

(2) イ ニ

(3) ロ ハ

(4) ロ ニ

○ (5) ロ

問 7 次のイ～ニの機械等のうち、設置しようとするとき、労働安全衛生法令に基づき、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならないもののみを全て挙げたものは（１）～（５）のうちどれか。

ただし、所轄労働基準監督署長による計画の届出の免除認定を受けていないものとする。

イ 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備

ロ 事務所に設置される空気調和設備で中央管理方式のもの

ハ ダイオキシン類を発生するおそれのある廃棄物の焼却施設に設置する
廃棄物焼却炉

ニ 塩酸を含有する排液を中和方式により処理する排液処理装置

（１）イ ロ ハ ニ

（２）イ ロ ハ

○（３）イ ロ ニ

（４）イ ハ ニ

（５）ロ ニ

問 8 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次のイ～ホの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは(1)～(5)のうちどれか。

イ 事業者は、強烈な騒音を発する場所において、業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該業務を行う労働者と請負人に使用させるために必要な数の耳栓その他の保護具を備えなければならない。

ロ 事業者は、高温による健康障害を防止するために必要な措置を講じて人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときを除き、坑内における気温は28度以下としなければならない。

ハ 事業者は、有害な光線又は超音波にさらされる場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。

ニ 事業者は、労働者を屋外で就業させる場合には、塩及び労働者の飲用に供する水その他の飲料を、十分供給するようにしなければならない。

ホ 同時に就業する労働者の数が常時10人以内である事業場においては、四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される独立個室型の便所を1か所設ければ、男性用、女性用に区別した便所を設ける必要はない。

(1) イ ロ ハ

(2) イ ハ ニ

(3) ロ ニ ホ

(4) ロ ホ

○ (5) ハ ホ

問 9 有機溶剤中毒予防規則に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいものの組合せは（１）～（５）のうちどれか。

ただし、有機溶剤中毒予防規則に定める適用の除外及び設備の特例はないものとする。

イ 屋内作業場において第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務を行う作業場所に設置する上方吸引型の外付け式フードの局所排気装置は、0.5メートル／秒の制御風速を出し得る能力を有するものでなければならない。

ロ 事業者は、作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、作業方法等の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

ハ 事業者は、ずい道の内部において第三種有機溶剤等を用いて行う有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に、所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

ニ 事業者は、有機溶剤等を入れたことのあるタンクで有機溶剤の蒸気の発散するおそれがあるものの内部における業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に、有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

- (1) イ ハ
- (2) イ ニ
- (3) ロ ハ
- (4) ロ ニ
- (5) ハ ニ

問10 鉛中毒予防のため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

ただし、鉛業務は遠隔操作によって行う隔離室におけるものではなく、また、鉛中毒予防規則に定める適用の除外及び設備の特例はないものとする。

- (1) 鉛化合物を含有する^{ゆう}釉薬を用いて行う施釉又は当該施釉を行った物の焼成の業務（臨時に行う業務を除く。）を行う屋内作業場について、1年以内ごとに1回、定期的に、空気中における鉛の濃度を測定していない。
- (2) 屋内作業場で自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務に労働者を従事させるとき、当該業務を行う作業場所に、全体換気装置を設けているが、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置のいずれも設けていない。
- (3) 鉛ライニングの業務に常時従事する労働者に対する医師による特別の項目についての健康診断（6か月以内ごとに1回、定期に行うものに限る。以下「健康診断」という。）について、前回の健康診断において血液中の鉛の量の検査及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該検査を省略している。
- (4) 鉛化合物を製造する工程において、鉛等の鑄造を行う鉛業務に労働者を従事させるとき、当該業務を行う屋内の作業場所に有効な局所排気装置を設け、これを稼働させているが、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させていない。
- (5) 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融の業務に労働者を従事させるとき、鉛の溶融を行う屋内の作業場所にプッシュプル型換気装置を設けているが、当該換気装置に、ろ過除じん方式の除じん装置又はこれと同等以上の性能を有する除じん装置を設けていない。

問11 特定化学物質の製造、取扱い等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法上、誤っているものはどれか。

ただし、特定化学物質障害予防規則に定める適用の除外はないものとする。

- (1) 硫化水素のガスを含有する気体を排出する製造設備の排気筒には、吸収方式若しくは酸化・還元方式のいずれかの処理方式による排ガス処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排ガス処理装置を設けなければならない。
- (2) 塩化ビニルを製造する特定化学設備又はその附属設備については、2年を超える期間使用しない場合を除き、2年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行い、所定の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- (3) アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、6か月以内ごとに1回、定期的に、アルキル水銀化合物の空気中における濃度を測定し、その都度所定の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- (4) ジクロロメタンを製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者については、1か月を超えない期間ごとに、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間等の所定の事項を記録し、これを30年間保存するものとする。
- (5) エチレンオキシドを製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、6か月以内ごとに1回、定期的に、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。

問12 潜水作業において、潜水作業者が吸入する時点の気体の分圧の制限に関する次の文中の ～ に入る数値の組合せとして、高気圧作業安全衛生規則上、正しいものは(1)～(5)のうちどれか。

事業者は、潜水作業者が潜水作業に従事している間、潜水作業者が吸入する時点における次に掲げる気体の分圧が、気体の種類ごとに定められた範囲に収まるように、潜水作業者への送気、ボンベからの給気その他の必要な措置を講じなければならない。

- 1 酸素 キロパスカル以上 キロパスカル以下
 (ただし、潜水作業者が溺水しないよう必要な措置を講じて浮上を行わせる場合にあつては、 キロパスカル以上220キロパスカル以下とする。)
- 2 窒素 キロパスカル以下
- 3 炭酸ガス キロパスカル以下

	A	B	C	D
(1)	12	100	600	0.5
(2)	12	100	600	1.0
(3)	18	120	600	0.5
<input type="radio"/> (4)	18	160	400	0.5
(5)	18	160	400	0.1

問13 電離放射線障害を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次のイ～ニの記述について、電離放射線障害防止規則上、正しいものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

イ 管理区域には、必要のある者以外の者を立ち入らせてはならない。

ロ 放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量は、緊急作業における線量を含め、5年間につき100ミリシーベルト及び1年間につき50ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

ハ 管理区域に一時的に立ち入る労働者についても、管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。

ニ 放射線業務従事者の実効線量及び人体の組織別の等価線量を、所定の期間ごとに算定し、これを見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る者に周知させなければならない。

- (1) イ ロ
○ (2) イ ハ
(3) ロ ハ
(4) ロ ニ
(5) ハ ニ

問14 酸素欠乏症等の防止に関する次のイ～ニの記述について、労働安全衛生法令上、正しいもののみを全て挙げたものは(1)～(5)のうちどれか。

イ メタンを含有する地層に接する井戸の内部における作業、しょうゆを入れたことのある醸造槽の内部における作業は、どちらも第一種酸素欠乏危険作業に該当する。

ロ 第二種酸素欠乏危険作業については、その日の作業を開始する前等の所定の時期に、作業を行う場所の空気中の酸素及び硫化水素の濃度を、作業環境測定士に測定させなければならない。

ハ 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。

ニ 酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合であって、爆発、酸化等の防止のため換気することができないときは、同時に就業する労働者の人数と同数以上の空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク又は電動ファン付き呼吸用保護具を備え、労働者にこれを使用させなければならない。

- (1) イ ロ ハ
 (2) イ ロ ニ
 ○ (3) イ ハ
 (4) ロ ニ
 (5) ハ ニ

問15 じん肺法令に関する次のイの記述及び粉じん障害防止規則に関する次のロの記述について、文中の ～ に入る期間の組合せとして、労働安全衛生法令上、正しいものは (1) ～ (5) のうちどれか。

イ 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き厚生労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うように求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、次の各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。

1 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。）

2 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2又は管理3であるもの

ロ 作業環境測定を行うべき屋内作業場における空気中の粉じんの濃度の測定結果の評価が 以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所については、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長の許可を受けた場合には、当該粉じん濃度の測定は、別に厚生労働大臣の定めるところによることができる。この場合において、事業者は、厚生労働大臣の登録を受けた者により、 以内ごとに1回、定期的に較正された測定機器を使用しなければならない。

	A	B	C	D
(1)	1年	3か月	3年	2年
(2)	1年	6か月	2年	1年
(3)	1年6か月	3か月	3年	1年
(4)	1年6か月	3か月	3年	2年
○ (5)	1年6か月	6か月	2年	1年

(終り)